

松阪市観光振興ビジョン策定に係る調査・分析業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

松阪市の観光振興に資する効果的な観光振興ビジョン（令和7年度～令和10年度）の立案、具体的な施策を検討する為、本地域における観光客の実態とニーズを把握すると共に、ビジョン策定に必要な効果的な指標の検討を行うため、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者へ委託し、円滑に遂行することを目的とする。

2. 業務の内容

(1) 業務名

松阪市観光振興ビジョン策定に係る調査・分析業務

(2) 内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）まで

(4) 委託料上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）

※上限額を超えての提案は無効とする。

(5) 企画提案の性格

本企画は、定められた業務予算の範囲内において、提案内容を評価することにより、品質の高い効果的な調査・分析を実施できる受託者を選定するものである。受託者選定後、採択された企画提案は、市との協議等により、修正や変更を行う場合がある。

3. 参加資格条件

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加者」という。）は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある企業であるとともに、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしていること。

- (1) 松阪市契約規則第5条の規定による一般競争有資格者名簿（業務委託）の大分類「調査検査業務」の中分類「統計調査」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立が行なわれている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始若し

くは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (4) 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（松阪市告示第150号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 国税を滞納していないこと。
- (6) 法人格を有し、本件を円滑に遂行できること。

4. プロポーザルへの参加にあたっての留意事項

- (1) プロポーザル実施要領等の承諾
参加者は、参加申請書（様式第 1 号）の提出をもって、本要領のほか本件プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) プロポーザル参加費用負担
プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の取扱い
提出された書類については変更できないものとし、採用・不採用に関わらず返却しない。
- (4) 情報の公開
提出された書類は、松阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。
- (5) 失格
次のいずれかに該当するときは、失格とします。
 - ① 資格要件を欠くもの。
 - ② 提出書類に虚偽や誤記等の記載があったと認められるもの。
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ④ 審議に反する行為があったとき。
 - ⑤ その他選考に係る不正行為があったもの。

5. 参加申請について

- (1) 所管課（申請書等の提出先）
松阪市産業文化部観光交流課
住所：〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1
電話番号：0598-53-4405
FAX：0598-22-0003
E-mail：kank.div@city.matsusaka.mie.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	令和6年6月14日(金)
参加申請及び企画提案書、提案見積書等にかかる 質問書提出期限	令和6年6月25日(火) 午後5時まで
参加申請及び企画提案書、提案見積書等にかかる 質問回答期限	令和6年6月27日(木)
参加申請書等提出期限	令和6年7月2日(火) 午後5時まで
参加資格審査結果通知日	令和6年7月3日(水)
企画提案書、提案見積書等提出期限	令和6年7月25日(木) 午後5時まで
一次審査(書類審査等)	令和6年7月30日(火)
二次審査(プレゼンテーション、ヒアリングの実施)	令和6年8月7日(水)
最優秀提案者の決定	令和6年8月中旬(予定)
業務委託契約締結	令和6年8月中旬(予定)

(3) 募集要項の配布期間及び配布場所(市のホームページからダウンロードが可能)

配布期間: 令和6年6月14日(金) から令和6年7月2日(火) まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
を除く午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。

配布場所: (1)に記載の所管課

(4) 参加申請及び企画提案書、提案見積書等にかかる質問書提出期限

令和6年6月25日(火) 午後5時(必着)

※質問の要旨を質問書(様式第5号)に記載し、(1)に記載の所管課に持参、メール又は
FAXで送付してください。

※持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし正
午から午後1時までを除く。

※メール又はFAXの場合は、送信後、(1)に記載の所管課まで電話連絡すること。

(5) 参加申請及び企画提案書、提案見積書等にかかる質問回答期限

令和6年6月27日(木) までに、回答書(様式第6号)にて質問者に回答します。

(6) 参加申請書等の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限: 令和6年7月2日(火) 午後5時(必着)

提出場所: (1)に記載の所管課

提出方法: 持参、郵便等による。

※持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし正
午から午後1時までを除く。

※郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書
便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる
「メール便」はこれに当たらない。) また、(1)に記載の所管課まで事前に電話連絡す
ること。

提出書類：

①参加申請書（様式第1号）	1部
②業務実績調書（様式第2号）	10部(正本1部・副本9部)
③事業者概要（任意様式）	1部
④納税に関する証明書	1部

【提出書類作成上の留意事項（共通）】

- ①言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ②用紙は A4 判縦長横書き両面印刷左綴じとし、下部中央にページ番号を振ること。ただし、資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3 判を使用してもよいものとするが、その際は折込むこと。また、必要に応じて、A4 判横長を認める。
- ③印刷はカラーを可とする。
- ④専門知識を有しないものへ配慮し、可能な限り専門用語あるいは略語等は使用せず、やむを得ず使用する場合は説明書きを付すること。
- ⑤提出書類の副本（業務実績調書）9 部は、書面審査に利用するため、提案者情報（住所、会社名、氏名等）の表示は付さないこと。

【提出書類作成上の留意事項（業務実績調書）】

- ①令和2年度以降に行った調査・分析業務で完了した業務を記入すること。
- ②業務実績調書に記載した契約書（写）を添付すること。

【提出書類作成上の留意事項（事業者概要）】

- ①事業者概要は、会社の概要、沿革等を記載し作成すること。

【提出書類作成上の留意事項（納税に関する証明書）】

- ①申請日において発行日から3か月以内のもの。
- ②法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことを証明する書類（納税証明書様式その3の3）又はその写し

(7) 参加資格審査結果通知日（※参加資格者の決定）

通知日：令和6年7月3日（水）

通知方法：文書及びメールにより全ての参加者に対して通知します。

(8) 企画提案書等提出期限、提出場所及び提出方法等

提出期限：令和6年7月25日（木）午後5時（必着）

提出場所：（1）に記載の所管課

提出方法：持参、郵便等による。

※持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。

※郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）また、（1）に記載の所管課まで事前に電話連絡すること。

提出書類：

①企画提案書（様式第3号及び任意様式）	10部(正本1部・副本9部)
②提案見積書（様式第4号）	1部

【提出書類作成上の留意事項（共通）】

- ①言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ②用紙は A4 判縦長横書き両面印刷左綴じとし、下部中央にページ番号を振ること。ただし、資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3 判を使用してもよいものとするが、その際は折込むこと。また、必要に応じて、A4 判横長を認める。
- ③印刷はカラーを可とする。
- ④専門知識を有しないものへ配慮し、可能な限り専門用語あるいは略語等は使用せず、やむを得ず使用する場合は説明書きを付すること。
- ⑤企画提案書の副本（任意様式）は、書面審査に利用するため、提案者情報（住所、会社名、氏名等）の表示は付さないこと。
- ⑥企画提案書の作成ページ数は、表紙、目次等を除き、50 ページ以内とすること。

【提出書類作成上の留意事項（企画提案書）】

- ①表紙は企画提案書（様式第3号）を用いること。また、会社名、提出年月日等を記載すること。
- ②本市の方向性に沿って業務を行うことができるかどうかを審査するため、次の「企画提案書記載事項一覧」の全ての項目について、提案内容を分かり易く具体的に記述すること。項目について記載がない場合は、審査において不利となることに留意すること。その他、仕様書に従って積極的な提案を行うこと。

【企画提案書記載事項一覧】	
①実施体制・スケジュール管理	⑤ “③” の項目ごとの選定理由
②調査・分析内容の構成イメージ	⑥使用するデータの一覧と内容の説明
③調査・分析の項目とその内容	⑦会議とその運営方法
④ “③” の項目ごとの手法	⑧会議運営における実績

- ③契約締結の際には、本件プロポーザルの仕様書に加えて企画提案書を添付するため、実現不可能なものではなく確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書等に記載された内容は、すべて提案者が実現を約束したものとみなす。
- ④仕様書に示すもの以外に、本要領の趣旨を達成するために有効な方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

【提出書類作成上の留意事項（提案見積書）】

- ①松阪市の競争入札参加資格者登録、又は三重県の入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印すること。
- ②提案見積書（様式第4号）は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とすること。

- ③提案見積書を提出する際は封筒に入れて封緘（封の糊付け）し、封筒の結び目に封印（押印）すること。印は、松阪市の競争入札参加資格者登録、又は三重県の入札参加資格者登録に使用した印鑑を押印すること。

6. 審査方法、審査基準

松阪市観光振興ビジョン策定に係る調査・分析業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類等により第一次審査（書類審査等）を実施する。その後、選考された業者を対象に、委員会において第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行う。

（1）第一次審査（書類審査等）

審査日時：令和6年7月30日（火）

※原則として、参加者数が4者を超えた場合は、業務実績調書、企画提案書の内容で審査を行い、上位4者を選考する。参加者数が4者以下の場合は、提出書類の内容を審査した上で第二次審査の対象とする。第二次審査参加有資格者の判断は、第一次審査終了後に全ての参加者に対して通知します。

（2）第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリングの実施）

審査日時：令和6年8月7日（水）

実施場所：松阪市役所（三重県松阪市殿町1340番地1）

※ 審査時間及び会場については後日通知する。

選考時間：1事業者あたり30分以内（説明20分以内・ヒアリング10分程度）

留意事項：

- ①プロジェクター、スクリーン等を使用する場合は予め申し出ること。
- ②プレゼンテーションの順は抽選により決定し、別途通知する。
- ③プレゼンテーションへの出席は本業務の実務担当者を含め3名以内とする。
- ④プレゼンテーションの説明は担当者が行う。
- ⑤プレゼンテーションの際に新たな資料を配布することは認めない。
- ⑥プレゼンテーションは、企画提案書に沿った内容に関する質疑応答とする。
- ⑦審査委員による選考協議は非公開とする。

（3）審査基準

- ①第一次審査は下記第一次審査表を用いて、「適任評価点」の合計点が最も高いものから4者を選考する。なお、適任評価点の合計が、36点に満たない参加者は失格とする。

【評価対象】

業務実績調書、企画提案書

【評価方法（60点満点）】

(第一次審査表)

評価項目	配点
(1) 松阪市観光振興ビジョンの策定に有効な調査・分析の全体構成となっているか。	15 点
(2) 客観的にみて信頼できるデータを使用しているか。	15 点
(3) 多角的で精緻な分析手法を取り入れているか。	20 点
(4) 会議において円滑な運営のもと、本市のビジョン策定を行うにあたり有効となる指標を導き出すため、出席者から有効な意見を求め、取りまとめる能力を有しているか。	10 点

②第二次審査は内容評価と費用評価を行う。

○内容評価

提案された企画提案書、プレゼンテーションの内容を下記第二次審査表に基づき審査する。
内容評価点は、100 点を満点とし、内容評価点の合計が 60 点に満たないときは契約委託予定者とししない。

【評価対象】

企画提案書、プレゼンテーション

(第二次審査表)

評価項目	視点	配点
業務理解	本業務の趣旨を理解した理論的で説得力のある提案か。	10 点
業務遂行能力・体制等	作製過程での取り組みや人員体制は適切か。	5 点
	過去の実績を十分に有するか。	5 点
企画提案内容	本市の観光資源についての現状把握ができる内容か。	15 点
	本市来訪者の行動傾向が把握できる内容か。	20 点
	インバウンド需要が把握できる内容か。	15 点
	観光における経済効果が把握できる内容か。	10 点
	本市が目指すべき未来像を導き出せる内容か。	20 点

・内容評価点の決定

①委員会の各委員が参加者ごとに評価項目に対して、評価点を付与する。

②各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出（小数点第二位以下切捨）し、各評価項目の平均点を合算し、内容評価点を決定する。

○費用評価点

提出された見積金額の評価を行う。

費用評価点は、10点満点とし、計算は、事業者別に次の算定式により計算する。

$\text{費用評価点} = (\text{提案上限額} - \text{提案見積額}) / (\text{提案上限額} - \text{最低提案見積額}) \times 10 \text{ 点}$ ※小数点第二位以下切捨
--

【評価対象】

提案見積書

(4) 順位付け

「内容評価点」及び「費用評価点」の合計点で順位を決定し、最も高い事業者を最優秀提案者とする。

(5) 合計点が同点となった場合の取り扱い

以下の順で点数の高い者を上位とする。

①内容評価点が高い者

②以上においても同点の場合は、審査員の多数決により決定する。

ただし、投票において得票が同数の場合は、委員長が決するものとする。

(6) 審査結果の通知等

評価の結果は、書面により全ての参加者に対して通知します。

7. 支払いについて

費用の支払いは、委託業務完了の確認をした後、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

8. その他

(1) 参加辞退

参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第 7 号）を使用し、参加辞退届の提出期限（令和 6 年 7 月 2 日（火）午後 5 時必着）までに、5－（1）に記載の所管課へ持参又は郵送等により送付すること。

参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

※持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。ただし正午から午後 1 時までを除く。

※郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）また、5－（1）に記載の所管課まで事前に電話連

絡すること。

(2) 所有権ならびに著作権

本件における調査・分析結果の成果品に係る一切の権利は松阪市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識・技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。なお、今回の調査・分析により得られたデータ等の一切は、目的の範囲に限り、受託者の許可を受けることなく継続して使用できるものとする。

(3) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途、協議するものとする。